…紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報社電話番號 百四

時事新報

明治廿七年三月廿二日 木曜日
舊暦甲午二月十六日（癸亥）
日 出午前五時四十四分 入午後五時五十三分
月 出午後六時四十一分 入午前五時五十六分
滿潮 午前五時五十三分 午後六時十二分
（西暦一千八百九十四年）
年始より 八十一日
年末まで 二百八十四日

…ヶ月

…に紹介し且つ其奨…に熟し…美術の進歩如…り由て時…

…名家

…る所に從て毎月其…麗なる彩色石版刷…て平生の愛讀者に…め來年三月に至り…家の手に成りたる…して大に讀者の心…を察するの具たる

第一附錄

…附錄として時事新…る四月五日を以て

…井忠氏

…すれば身は忽ち百…想ひあるべし

…價五錢（東京市外…當日臨時に紙數を…迄に申込まるべ…

…て詳細なる商況物…

…は此他後に…送料を要す）

…拾錢〇三箇月 前…圓八拾五錢〇一箇…（此他大祭祝日年…

通貨を以て返戻す…を以て又廣告料の…承知被下度候

…川、釜山、元山津…月 金六拾錢…月 金拾三錢…國若くは加奈陀を…月 金三拾錢…港、太平洋諸嶋、濠…月 金六拾五錢…月 金三拾五錢

…日以上 七日以上…月迄 …一錢 十錢五厘

●●●●廣告料定價 時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の内には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんみとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

孟買航路（昨日の續）

内國綿絲紡績聯合會社の結合はますく固くして同會社に於て輸入する孟買棉花は悉皆郵船會社に委托し一俵たりとも他の船舶に搭載せざるみとを約したる程の次第にして既に棉花の取引に從事する外國商會の如きも聯合に加盟したるもの少なからずと云へば我郵船會社の孟買航路は彼阿會社と名くる競爭の大敵あるにも拘はらず目下の處、繼續の見込は慥なれども扨會社の私を顧みて會計上の得失如何と云ふに十二ルーピーの運賃は止むを得ざるの事情に出でたるものにして固より至當の割合に非ず會社が船舶を使用するには積立金も爲さゞる可らず保險金も拂はざる可らず然るに十二ルーピーの運賃にては船舶保存費の見込なく唯僅に船員の給料及び石炭費を償ふに足るのみ表面より見れば毎回會社より現金を持出すまでには至らざれども其實は容易ならざる損失を被りつゝある者なり又該のタ、氏は他の船を借入れて使用するみとなれば一航海に少なくも一萬圓の損失は免る可らずと云ふ殊に棉花の季節は三四五六の四個月にして其季節の間は荷物の多きに反して其他の八個月間は乏しきを告るの常なれども契約に據れば毎三周間一回の航海は是非とも爲さゞる可らず計算上、割に合はざる談にして或はタ、氏の如き該地の豪商にして幾百萬圓の身代ありと稱すれども斯る損失を冒しながら一個人の力を以て能く二年間の繼續に堪ゆ可きや否やの掛念さへもなきに非ず郵船會社に至りては事の始めは兎も角も今日は恰も國を代表して世界の表面に立つの姿を成したるみとなれば假令ひタ、氏が中途にして手を引くやうのみとあるも國の面目に對して一歩も退く可きに非ず約束の二年間は必ず航海を繼續して一般の希望を空ふするみとは決してなかる可し同社とても株式組織の私立會社にして無盡藏の財源あるに非ず如何に國の爲とは云へ看すく非常の損失を冒して幾多の株主の利害を犠牲に供するは到底叶はざるみとなれば運賃の割合なり其他の事情なり今日の儘にして變化なきに於ては滿二年の其後に至れば契約の繼續は到底覺束なきみとならん心細き次第なりと云ふ可し顧みて彼阿會社の有樣を見れば日本に輸入する棉花は悉皆日本船に搭載するの契約成就して然かも其結合甚だ固きが故に彼會社にて斷行したる運賃の減額も實際に競爭の効なきのみか或は從來一手にて占有したる印度支那間の荷物も往々日本船の爲めに蠶食さるゝが如き姿なきにも非ざれども彼は名に負ふ世界の大會社にして資本も豐に船舶も乏しからず現に伊太利の郵船會社、墺地利のロイド會社の如き同會社より年々若干の補助金を受けて同會社の運賃は決して彼阿の定額より減ぜざるの約束を結びたる程にして全く其麾下に屬するの有樣なりと云ふ其勢力以て想ひ見る可し即ち此會社の眼を以て日本の郵船會社を見れば小兒に異ならず小癪の小兒打て倒す可しとて目下の損失を顧みず大に運賃を減じて最後の勝利を期するは正に彼の決心なるが如し又我孟買航路の開始に就て彼地の有樣を聞くに印度人の如き世界に日本國あるを知らざるものさへ多く況して郵船會社の船の如きは何國の船なるや知らざる程の次第なれば兎に角に目下に運賃の廉なるを利して荷物を托すれども其實は此新航路の永續す可きや否やを疑ひ輕卒に之に依頼して彼阿會社の機嫌を損するときは他日の後難恐る可しとて日本船に荷物を積むには用心に用心して事を秘密にする者多しと云ふ事態既に斯くの如し二個年の後契約滿期の曉に至らば果して如何なる可きや或は其年間に日本印度の貿易繁昌を致して棉花の外に荷物の增加を見るみともあらんには郵船會社は他の依頼を待たずして自から航海を繼續す可しと甚だ妙なれども斯る好都合は容易に望む可きに非ず即ち滿期の後に至りても其航海を繼續せしめんには綿絲紡績の聯合會社が既定の運賃を增し計算上、割に合ふまでに爲すの一事にして或は十五ルーピー位の運賃ならんには郵船會社も一方には自家の體面もあれば喜んで繼續の計に出づるみとならんかなれども聯合の營業者に果して斯くまでの決心ありや否や若しも其決心なきに於ては孟買の航路は二年を期して止むるの外なかる可し果して然るときには其航路は再び彼阿會社の專有に歸して運賃の如きは十七ルーピーの舊に復するのみか競爭の反動として二十ルーピーにも飛揚り幾多の不便を蒙るや疑ふ可らず即ち彼會社の所期を實にするものにして明白の成行なれば營業者たるものは自家の利害の爲めに謀りても大に奮發して航路の繼續に力を致さんみと我輩の希望に堪へざる所なり然りと雖も全體の上より見るときは事の始めは兎も角も世界の航路に日本船と外國船との競爭を演ずるに至りし以上は最早や一會社一個人の私事として見る可らず即ち其成敗は國の航海權の消長に關する大事なれば國民たるものは單に事の當局者に一任して晏然坐視す可きの時に非ず或は特別に國庫の金を支給して其航海を補助するなり又は昨年議會に提出されたる航海獎勵法の如き其案に於ては既に政府の保護を受くる會社は例外に屬するの規定なれども本年は其規定を改めて更に提出し以て孟買航路の如きにも適用せしむるみとゝなすなり何れにしても國の力を以て其航路を保護するみそ經世の義務なる可し斯くの如くなるときは一方には航路擴張の目的を達すると同時に一方には郵船會社も棉花輸入の運賃を減ずるみとを得て紡績業の發達を促すの利益ある可し航路擴張は國民年來の希望に非ずや既に其端を開きたるの今日、一歩も退かしむ可らず我輩は我國民が目下の成行を等閑に付せず必ずや大に盡す所ある可きを信じて疑はざるものなり

（畢）

官報

○海軍省告示第四號

本年海軍省告示第三號橫須賀鎭守府ノ小濱習施行日限「三月十日ヨリ二十日マデノ間凡ソ七日間」トアルヲ「三月十日ヨリ二十二日マデノ間十日間」ト改ム

明治二十七年三月二十一日　海軍大臣 伯爵西鄕從道

○遞信省告示第七十一號

明治二十四年（九月）遞信省告示第百九十七號萬國電信條約書附屬細目規則中各國適宜規定事項乙號第八「至急電報」ノ款「歐羅巴外諸國」ノ中「亞弗利加西海岸ノ日耳曼領トゴー地方」ノ項ノ次ニ一項ヲ追加ス

明治二十七年三月二十一日　遞信大臣 伯爵黑田淸隆

亞弗利加西海岸ノ日耳曼殖民地「カメルン」ニ於テハ至急電報ヲ許サス

○遞信省告示第七十二號

明治二十四年（六月）遞信省告示第百四十二號萬國電信條約書附屬細目規則目第二十八條第三節佛貨一「フランン」ニ相當スル諸貨幣ノ最大額中「波斯及暹羅」ノ二項ヲ左ノ通改正ス

明治二十七年三月二十一日　遞信大臣 伯爵黑田淸隆

波斯三八「シヤヒス」暹羅三八、四八「アート」

○遞信省告示第七十三號

本月二十五日ヨリ大和國宇智郡五條同國十市郡櫻井同國葛上郡御所同國葛下郡高田同國高市郡八木紀伊國伊都郡橋本同國那賀郡岩出ノ各郵便局ナ三等郵便電信局トシ左ノ通改稱ス

明治二十七年三月二十一日　遞信大臣 伯爵黑田淸隆

舊稱	改稱	舊稱	改稱
五條郵便局	五條郵便電信局	櫻井郵便局	櫻井郵便電信局
御所郵便局	御所郵便電信局	高田郵便局	高田郵便電信局
入木郵便局	入木郵便電信局	橋本郵便局	橋本郵便電信局
岩出郵便局	岩出郵便電信局		

○遞信省告示第七十四號

明治二十三年（三月）遞信省告示第五十八號東京郵便電信學校規則中左ノ通改正ス

明治二十七年三月二十一日　遞信大臣 伯爵黑田淸隆

東京郵便電信學校規則

第一章第三條ヲ左ニ改ム

第三條　本校ノ學科ヲ郵便電信ノ二科トシ郵便科ニ於テハ郵便電信ニ關スル特殊ノ學術及其實務ノ方法ヲ教授シ電信科ニ於テハ電氣ニ關スル技術及電信實務ノ要領ヲ教授ス

第二章　第七條中郵便科電信科學科科目ヲ左ニ改ム

郵便科

一作文、二數學、三英語、四法律、五郵便電信行政、六内國郵便、七外國郵便、八爲替貯金、九出納事務、十兵式體操、十一佛語（但隨意科）

電信科

一作文、二數學、三英語、四國語、五電氣學、六電信工學付電話、七（電氣通信）技術、電氣實驗、八内國電信、九外國電信、十兵式體操

第四章第十三條但書中合格者ノ内ニ就キノ下「別ニ規定スル所ノ試驗ニヨリ」ノ十三字ヲ加フ

同章第二十三條中授業料ヲ課セスノ下「課業ニ要スル書器紙筆ハ現品ヲ給與シ」ノ十七字削除ス

雜報

○同盟同志兩派合併談 に就きては種々の風說もあれど同志政社の代議士にして上京せしものは僅かに三人に過ぎず而して同社の代議士中には一人にて全社の牛耳を執り一己の意見能く全社を代表するに足る錚々の人物なき代りに中流の政治家多ければ上京代議士丈にては向後の方針を決するみと能はず少くも代議士の半數位上京したる後ならでは合併にせよ獨立にせよ何れとも決定の運に至らざるべし然るに同盟派は在京代議士楠本、中村、柴等諸氏の胸中次第にて如何樣にも…

…も決定するとを得べし居るもの…如し同…員引き入を以て第一…なく現に此程も末吉…撰出の無所屬議員に…したるみともあり斯…如くに同盟俱樂部な…自ら一黨派を以て之…るを快とせざる事…にも加入を…に依りては又之を…

○北海道廳の追…下上京中にて此程…追加豫算に付積り…年度豫算も最初の立…減を加へられたるの…事業費其他に不足を…の差響を及ぼすべき…より支出し得べき…凡そ三十萬圓を要…求するの見込にて…

○鹿児嶋市會の…會議員の改選に就…しが其結果は民黨…變を議するに當り…の大部分を斷行し…市長は市民に對し…る議決を爲したり…

○寫眞獻納…執行の當日…前に申告式を執行し…に差上なる生花…御生母…四右御祭式の…下の御許へ献納され…

○移民地探撿 …ち明治二十七年度に…從事する筈の由に…國及び濠洲…

○軍艦磐城の…號（航行する…航海…

○各地の牛疫…發する事に…りしかば…追々…